

2020年JMRC四国ダートトライアル競技会共通規則 (案)

第1章 大会告知

第1条 競技会特別事項

本競技会の主催者は当該競技会の特別規則に本共通規則第1章の各項目を明記すること。また、特別規則の内容は本共通規則の内容に相反したり、重複しないこと。

○競技会の定義および組織

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAFの国内競技規則およびその細則、2020年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、スピード競技開催規定、そして2020年JMRC四国ダートトライアル競技会共通規則および本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

○競技会の名称

2020年JAF四国ダートトライアル選手権第○戦

2020年JMRC四国ダートトライアルシリーズ第○戦

2020年JMRC全国オールスター選抜ダートトライアル第○戦

徳島工業短期大学CUP

競技会の名称 _____

○競技種目：ダートトライアル

○競技の格式JAF公認：準国内競技、JAF公認番号 _____

○開催日程2020年○月○日（日）

○競技会開催場所

名称： _____

所在地： _____

○オーガナイザー

名称： _____

所在地：〒 _____

代表者： _____

○大会役員(必要に応じて記載)

大会会長： _____

○組織委員会（必ず3名以上で構成すること）

組織委員長： _____

組織委員： _____

組織委員： _____

○競技会主要役員

1) 競技会審査委員会（3名以内で構成すること）

審査委員長： _____

審査委員： _____

2) 競技役員

競技長： _____

コース委員長： _____

計時委員長： _____

技術委員長： _____

救急委員長： _____

事務局長： _____

○参加申込および参加料

1) 参加申込先（大会事務局）

所在地：〒 _____

クラブ名： _____ 担当者名： _____

TEL・FAX： _____

2) 参加受付：受付開始 2020年〇月〇日

締切 2020年〇月〇日必着

3) 提出書類：JMRC 四国共通参加申込書

4) 参加料： _____ 15,000 円 (全国 JMRC 加盟クラブ員以外は 18,000 円) [上限]

5) 参加台数： _____ 台

○競技のタイムスケジュール

ゲートオープン : [時刻を記載]

参加確認受付 : [時刻を記載]

公式車両検査 : [時刻を記載]

コースオープン : [時刻を記載]

ドライバーズブリーフィング : [時刻を記載]

第1ヒート : [時刻を記載]

コースオープン : (第1ヒート終了後〇分間)

第2ヒート : (第1ヒート終了〇分後)

表彰式 : (第2ヒート終了〇分後)

○クラス区分

[クラス区分を記載]

○見舞金制度

競技参加者は2020年に(地区問わず)有効な見舞金制度等に加入していなければ出走できない。JMRC 四国スポーツ安全保険加入者については、主催者が事前に JMRC 四国スポーツ安全保険事務局の加入者リスト資料で加入を確認するので、競技会受付時の加入証の提示は不要であるが、他の見舞金制度等の加入者は加入証等を提示しなければ出走できない。未加入の場合は、当日受付にて2020年有効の JMRC 四国スポーツ安全保険(2,000円)に加入できるが、スポーツ安全保険では当日のイベントを担保できないため、当日は、旧 JMRC 四国共済制度を適用する。また、JMRC 四国スポーツ安全保険加入者は、加入者リスト資料に反映するまでに一週間程度を要するため早めに加入すること。

○ゼッケン

[ゼッケンの貼付箇所を記載]

○賞典

[賞典内容を記載]

○公式通知

本規則書に記載されていない競技運営に関する規則及び指示は、公式通知によって示される。公式通知は公式通知掲示板に掲示される。

○本規則の施行及び解釈：

- 1) 本規則書に記載されていない事項については、JAF 国内競技規則及び JMRC 四国ダートトライアル競技会共通規則に準拠する。
- 2) 本規則発行後、JAF において決定された事項については、全ての規則に優先する。
- 3) 本規則は本競技会に適用されるもので、参加受付と同時に有効となる。
- 4) 本規則及び競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、本競技会審査委員会の決定を最終とする。

第2章 競技参加に関する基準規則

第2条 参加車両

当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第11条に従う。

第3条 部門およびクラス区分

1. JAF四国ダートトライアル選手権

a. PN部門

2輪駆動のPN車両

b. N部門

クラス1：2輪駆動のN車両

気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両

クラス2：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両

c. SD部門

クラス1：2輪駆動のSA車両、SAX車両、SC車両及びD車両

気筒容積1600cc以下の4輪駆動のSA車両、SAX車両、SC車両及びD車両

クラス2：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のSA車両、SAX車両、SC車両及びD車両

2. JMRC四国ダートトライアルシリーズ

G1クラス：気筒容積1600ccを超える4輪駆動のN車両、SA車両、SAX車両、SC車両及びD車両

G2クラス：2輪駆動のPN車両、N車両、SA車両、SAX車両、SC車両及びD車両

気筒容積1600cc以下の4輪駆動のN車両、SA車両、SAX車両、SC車両及びD車両

※JAF四国ダートトライアル選手権とダブルタイトルで実施するもので、JAF四国ダートトライアル選手権への参加申込をもってJMRC四国ダートトライアルシリーズへの参加申込があったものとみなす。

※JMRC四国ダートトライアルシリーズの順位は当該年の日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第18条及び第19条に準じて決定する。

※得点はJMRC四国加盟クラブ員にのみに与えるものとし、JMRC四国加盟クラブ員以外が上位に入賞した場合には、JMRC四国加盟クラブ員の順位を繰り上げて得点を与える。

※JMRC四国ダートトライアルシリーズについては、各競技会における表彰は実施せず、上位6名を対象にシリーズ表彰のみを実施する。

3. その他のクラス

クローズド・ラリー車等のクラスの追加設定は、主催者の自由とする。

※但し、そのクラスに参加できる車両は、国内競技車両規則に定義される範囲内とし、その内容を競技会特別規則書に明記する事。

第4条 参加者および競技運転者（ドライバー）

1. 参加者(エントラント)は、JAF発給の当該年度有効な競技参加者許可証を所持していなければならない。

ただし、競技運転者(ドライバー)は参加者を兼ねる事ができる。

2. 競技運転者は、当該車両を運転する事ができる運転免許証を所持していなければならない。

3. 競技運転者は、JAF発給の当該年度有効な競技運転者許可証を所持していなければならない。

ただし、この許可証の必要のないクラスに参加する場合には、この限りではない。

4. 20才未満の競技運転者は、参加申込みに際し、親権者の同意の署名捺印を必要とする。

第5条 同一競技会の参加制限

1. 同一**競技**運転者は1つの競技会で1つのクラスのみ参加できる。

2. 同一車両による選手権への重複参加は2名まで認められる。

第6条 競技運転者の装備

1. 選手権に参加する競技運転者は、レーシングスーツ・レーシングシューズ・レーシンググローブの着用を義務付ける。

2. 選手権以外のクラスに参加する競技運転者も、前項の着用を強く推奨するが、最低限の装備として、長袖(トレーナーと同等以上の厚さの物)、長ズボン、運動靴、指の出ないグローブの着用を義務付ける。

3. 表彰式において受賞対象者は、前記1.2.項に記載される服装(グローブを除く)で表彰式に出席しなければならない。

ならない。

- 4.全ての競技運転者は、国内競技車両規則に記載される『スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱』に適合したヘルメットを着用する事。この適合性は、ラベル(内側のシール等)で表示されなど、何らかの方法で証明できなければならない。
- 5.シートベルトについては、国内競技車両規則に記載される『ラリー競技及びスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱』に従った4点式以上のフルハーネス式シートベルトを使用する事。

第7条 参加申込方法

- 1.所定の参加提出書類に参加料等を添えて、大会事務局まで送付すること。
- 2.参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名(型式ではなく通称名：インテグラ・ランサー等)を記載する事。

第8条 参加受理

- 1.主催者の参加受付をもって受理とし、不受理とした場合には、参加者に対して速やかに不受理を通知する。
- 2.主催者は競技会当日の2日前の金曜日までにエントリーリストをJMRC四国ホームページで公表する。

第9条 保険への加入

- 1.主催者は、国内競技規則【自動車競技の組織に関する規則】に記載された、競技役員・観衆に対する傷害保険に加入しなければならない。
また、不測の事態に備え、観衆に対しては賠償責任保険にも加入する事を強く推奨する。
- 2.主催者は、加入した保険の保証内容がわかる書類(保険証書や申込書の控えなど)を、競技会当日の第1回審査委員会に提出しなければならない。
保険料領収証などの、保証内容が記載されていない書類は提出書類として認められない。

第10条 参加者に対する指示および公示

- 1.競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2.当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
- 3.競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

第11条 車両の変更

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第25条に従う。

第12条 車両検査

- 1.参加者は出走可能な状態で、指示されたタイムスケジュールに従い、指示された場所で競技会技術委員長の実施する公式車両検査を受けなければならない。また同時に本規則第6条(装備)についても検査を受けなければならない。この公式車両検査などに車両や装備を提示する事は、当該車両や装備がすべての規則に適合していると申告したものとみなされる。
- 2.競技番号(ゼッケン)は公式車両検査までに車両の指示された場所に貼付けなければならない。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合はこれに従う事。
- 3.競技会技術委員長は車両の改造等が不相当と判断した個所について修正を求める事ができる。
修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- 4.以下の場合には当該競技に参加できない。
 - 1)公式車両検査を受けない場合
 - 2)公式車両検査で不合格の場合
 - 3)競技会技術委員長の修正指示に従わない場合
- 5.競技会技術委員長は、競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 6.参加者は、公式車両検査合格後に、競技車両のタイヤ交換及び空気圧調整、プラグ交換、Vベルト交換(調整)、車高調整、ショックアブソーバーの減衰力調整、空力装置の調整作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に競技会技術委員長の許可を得ること。
- 7.参加者は、競技走行中の転倒などにより車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けなければならない。
- 8.競技会技術委員長は、競技会審査委員会の承認のもと、競技終了後上位入賞車両に対し終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者はその指示に従うこと。

9. 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組み付けに必要な工具、部品、必要経費等はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合や検査不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
10. 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規則に適合している旨を証明する為、車両規則に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
11. 競技車両は公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、競技走行中や走行の為の移動を除き、指定された場所で保管されているものとし、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、主催者の管理下に置かれる。

第3章競技に関する基準規則

第13条 競技コース

1. 競技コースは、競技会審査委員会に承認されたものが、公式通知掲示板に掲示される。
また、参加確認受付時に公式通知として参加者に配布されることが望ましい。
2. 競技コース図には少なくとも以下の内容を記載しなければならない。
 - 1) スタート・走路・決勝の各審判員の判定場所（ポスト）
 - 2) 重複参加者（Wエントリー）交代場所
 - 3) ペナルティ対象となる全てのマーカー（パイロン）の設置場所
ペナルティの対象とならないマーカーについても、その論旨を明示の上、記載する事が望ましい。
 - 4) スタートおよびゴールの計測線
中間計測を行う場合には、その計測線も記載する事が望ましい。
 - 5) 大会本部の場所

第14条 一般安全規則

1. 全ての車両は乗員保護のため、国内競技規則に基づいた6点式以上のロールバーを装着しなければならない。
2. 競技走行中以外の競技会場内での車両の移動は徐行とし、ウォームアップランやブレーキテストなどを禁止する。
3. エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジットジャッキ（通称ウマ）を用いドライバーまたはメカニックが運転席に乗車する事。これ以外の方法でのエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
4. パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、保管量は参加者1名につき20リットルを超えてはならない。
5. パドック内で給油する場合は、粉末消火器（国家検定合格済の薬剤質量3kg以上）を準備する事。
6. 競技走行中は運転席側の窓及びサンルーフを全閉にしなければならない。

第15条 参加者および競技運転者の遵守事項

参加者およびドライバーは、競技期間中に競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒してはならない。

第16条 ドライバーズブリーフィング

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第26条に従う。

第17条 スタート

1. スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
2. スタートは、ランニングスタートとする。
3. ダブルエントリーの場合の後発車出走順は、先発車の6台後（中間5台）とする。この措置により、先発・後発のどちらかまたは両方が、隣接するクラスに食込んだ出走順になる場合がある。
4. 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラスごとのスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。
5. 主催者は、クローズドクラス等の競技初心者と思われる選手が参加しているクラスについて、慣熟走行の機会を与える様に配慮する事。（慣熟走行、第1ヒート、第2ヒート、計3回の走行など）

第18条 リタイヤ

競技会の途中で競技を棄権する場合、明確に意思表示を行い、その旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

第19条 計時

1. 計測は、競技車両が初のコントロールラインを横切った瞬間に開始し、終のコントロールラインを横切った瞬間に終了する。この区間を『計測区間』という。
2. 計測は、自動計測機器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
3. 万一、自動計測機器による計測が不能な事態が発生した場合は、代替の自動計測機器の計測結果、または複数の手動計測機器（ストップウォッチ等）の計測結果の平均値を成績とする。
この場合の計測精度は1/100秒となる場合がある。

第20条 ペナルティ

1. スタート指示に従わない場合は、当該ヒートの出走権利を失うものとする。

- 2.スタート合図後、速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3.反則スタートと判断された場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4.コース上のマーカー（パイロン）の転倒、または移動と判断された場合は、マーカー1個につき、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
マーカーとは、『計測区間』に設置された物、および、計測機器を防護する為に設置された物の事で、これ以外に、車両の整列や立入禁止区域の明示等の目的で設置された物などは含まない。
- 6.4輪が同時にコースから脱輪（コースアウト）した場合は、当該ヒートを無効とする。
- 7.ミスコースと判断された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 8.走行中に競技役員を含む他の援助を得た場合は、当該ヒートを無効とする。
- 9.計測機器に接触するなど、以後の計測に支障のある様な走行をした場合は、当該ヒートを無効とする。
計測機器とは、コントロールラインに設置してある物だけではなく、中間計測などを行う目的で機器を設置してある場合は、これも含むものとする。
- 10.主催者は、ペナルティの対象となるマーカーや脱輪箇所などを、ドライバーズブリーフィング等で、参加者に周知徹底する事。慣熟歩行前に発表される競技コース図に明記する事が望ましい。

第21条 罰則

- 1.規則違反、または競技役員への指示に従わない場合には、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2.本規則に関する罰則および本規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

第22条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、国内競技規則第12条に従い抗議する権利を有する。

- 1.競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2.成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。
- 3.抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規則する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 4.抗議が正当と裁定された場合、抗議料は返却される。
- 5.抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算定する。
- 6.審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 7.競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

第23条 順位決定

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

第24条 競技会の成立、延期、中止、短縮

当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に従う。

第25条 本規則の解釈

- 1.本規則に記載されていない事項については、競技に関する諸規則(競技会特別規則書・公式通知を含む)に準じる。
- 2.本規則及び競技に関する諸規則(競技会特別規則書・公式通知を含む)の解釈に疑義が生じた場合には、競技会審査委員会の決定を終とする。

第26条 本規則の特例

- 1.やむを得ない事情により本規則を適用できない場合には、他の諸規則を考慮した上で、JMRC四国運営委員会がその処置を決定する。
2. JMRC四国運営委員会は年度途中においても本規則を見直す場合がある。

第27条 本規則の施行

1. 本規則は、別記の発表日と同時に施行される。
2. 本規則は、JMRC四国に加盟するクラブが主催するJAF四国ダートトライアル選手権・JMRC全国オールスター選抜ダートトライアルに適用されるもので、参加申込受付開始と同時に有効となる。